高知県震災復興都市計画指針

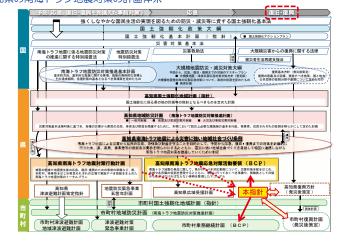


平時における「事前の準備」(出来ることから)

- ・地区カルテ(密集市街地カルテ)や基盤整備状況の整理
- ・地籍調査による境界確定
- ・土地や建物の権利関係の整理
- ・罹災証明書の交付業務(住家の被害認定)の実施体制づくり
- 説明会、都市計画審議会の開催場所、周知方法の想定
- 災害危険区域の条例制定
- 地区まちづくり協議会の組織化、事前復興計画づくり
- 移転先の検討(埋蔵文化財発掘調査等)
- 模擬訓練の実施

■指針の役割

高知県の南海トラフ地震対策の計画体系

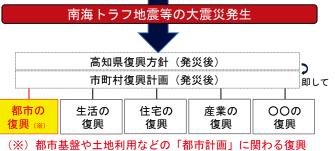


位置づけ

復興まちづくりの根幹となる 迅速な「都市の復興」 • 高知県地域防災計画

- ・高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例
- ・高知県南海トラフ地震対策行動計画

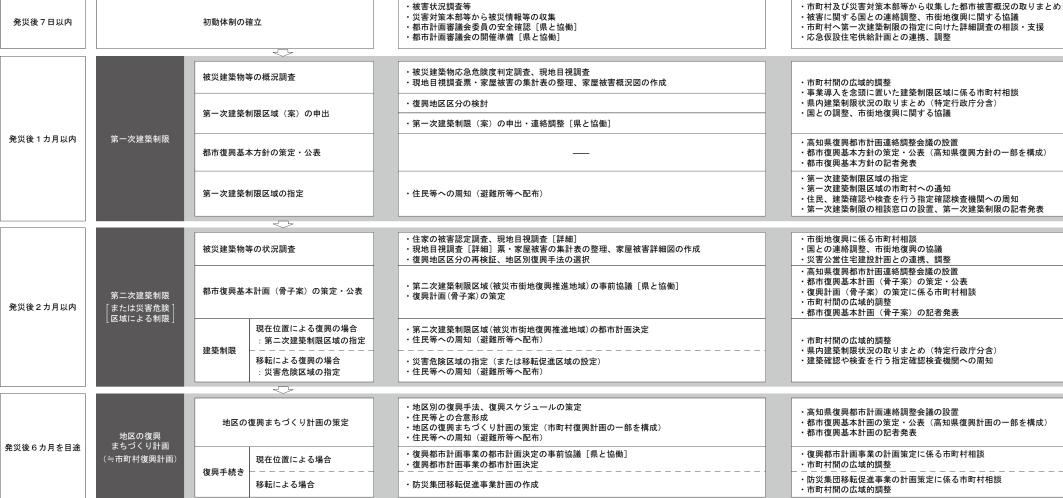
など



○○・・・福祉、医療、教育、観光など

■県・市町村全体行動計画 【手続き編】P124

行動計画



市町村

■県・市町村職員行動手順 【手続き編】P126, 127, 128

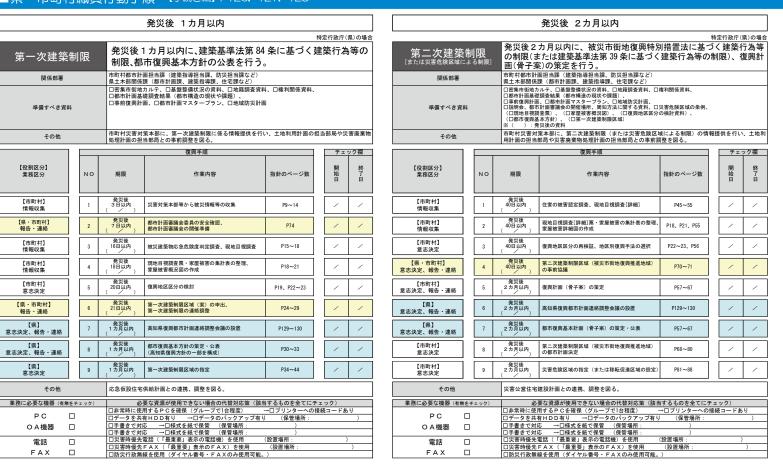
発災日時

月

日()

分

平成



市町村間の広域的調整 防災集団移転促進事業の計画策定に係る市町村相談 市町村間の広域的調整 発災後 6カ月を目途 特定行政庁(県)の場合 地区の復興まちづくり計画 発災後6カ月を目途に、地区別復興手法を踏まえ、住民等との合 意形成を図りながら、地区の復興まちづくり計画の策定を行う。 (≒市町村復興計画) 市町村都市計画担当課(建築指導担当課、防災担当課など) 県土木部関係課(都市計画課、建築指導課、住宅課など) 第二人の回域体化 (即の百回原)、 建架作得保、 任宅様など) 日業市有地色か、 日基整整体状況の資料、口路轉換金貨料、口桂利関係資料、 口都市計画基礎房金額果 (衛市格益の現状や課題)、 日等的資金、衛市計画蓄織会の開始場所、 原加方法に関する資料、 口災害危険区域の条例、 (口地区別復展十法に関する資料)、 (口都市優基条計画(骨子条))、 (口復興計画(骨子条))、 (口地区別復展十法に関する資料)、 (口部で優基条計画(骨子条))、 (口復興計画(骨子条))、 (口被以市前社億興推進地域に関する資料)、 (口災害危険区域の指定(または移転促進区域の設定)に関する資料)、 (口災害危険区域の指定(または移転促進区域の設定)に関する資料)、 ※(日、多果没後の資料)。 その他 地区の復興まちづくり計画の策定は、市町村復興計画と同時並行で行う。 復興手順 チェック欄 終了日 【役割区分】 業務区分 期限 作業内容 発災後 70日以内 【市町村】 情報収集 地区別の復興手法、復興スケジュールの策定 P56, P89~96 【市町村】 合意形成 発災後 6カ月を目途 住民等との合意形成(現在位置による復興) P99 ~102 発災後 6カ月を目途 【市町村】 合意形成 住民等との合意形成 (移転による復興) P99∼102 【市町村】 意志決定、報告・連絡 発災後 6カ月を目途 P95~103 発災後 6カ月を目途 復興都市計画事業の都市計画決定の事前協議 【県・市町村】 意志決定、報告・連絡 P71、P105 発災後 6カ月を目途 高知県復興都市計画連絡調整会議の設置 【県】 意志決定、報告・連絡 P129~130 発災後 6カ月を目途 【県】 意志決定、報告・連絡 都市復興基本計画の策定・公表 (高知県復興計画の一部を構成 P98 【市町村】 意志決定、報告・連絡 発災後 6カ月を目途 復興都市計画事業の都市計画決定 P105 発災後 6カ月を目途 防災集団移転促進事業計画の作成 【市町村】 意志決定、報告・連絡 P114~115 災害公営住宅建設計画との連携、調整を図る。 その他 必要な資産が使用できない場合の代替対応策(該当するものを全てにチェック)

□非常時に使用するPOE確保(グループで1合程度) ーロブリンターへの接続コードあり

ロデータを共有HDD有り ーロデータのバックアップ有り (保管場所:)

□手書きで対応 ーロ様式を低で保管 (保管場所:)

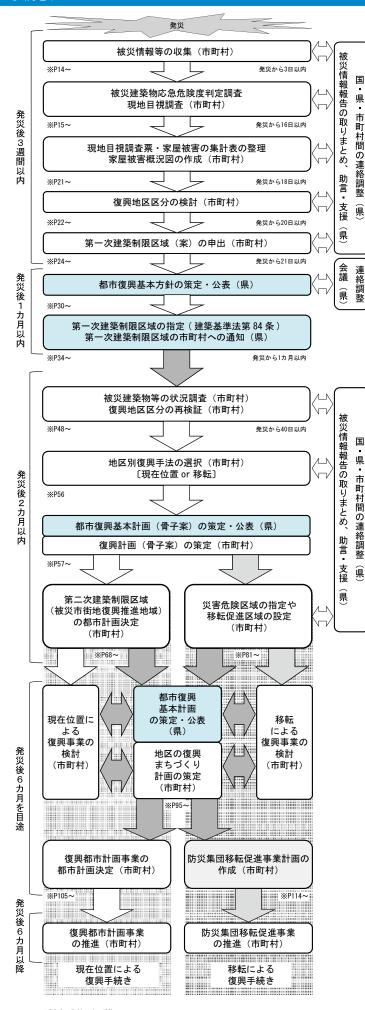
□光音時優先電話 (異重素) 表示の居とが、(設置場所:)

□光音時優先電話 (異重素) 表示のFAX> を用 (設置場所:)

□防災行政無線を使用(ダイヤル番号・FAXのみ使用可能。) 業務に必要な機器(有無をチェック) РС П O A 機器 □ 雷話 П FAX 被災の概要

厚

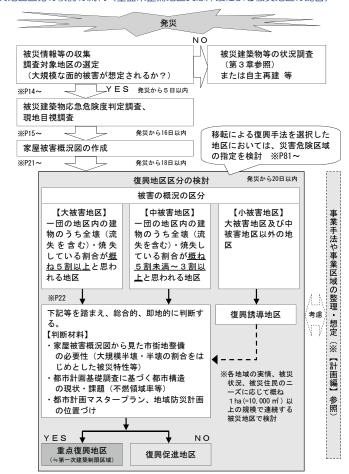
■手続きフロー 【手続き編】P11,47,90



※POO:指針のページ数

■復興地区区分の考え方(第一次制限の実施の流れ) [手続き編] P19, 23, 26

復興地区区分の検討の流れ(基盤未整備地区又は津波による被災地区の場合)



※POO:指針のページ数

※POO:指針のページ数

復興地区区分の基本的分類

	倒壊・延焼被害		津波による流失被害
	基盤整備済	基盤未整備	基盤整備済
	・市街地開発事業、住宅	・左の以外の地区	または基盤未整備
	市街地総合整備事業、	・幅員 4 m未満の細街路	
	開発許可による住宅開	が存在する地区	
	発事業等が実施済み ※		
大被害地区	復興促進地区	重点復興地区	重点復興地区
中被害地区	復興誘導地区	重点復興地区または	重点復興地区または
		復興促進地区	復興促進地区
小被害地区	復興誘導地区	復興誘導地区	復興誘導地区

※戦災復興土地区画整理事業や旧法の土地区画整理事業済み等の地区において、区画道路の整 備等が低水準と認められる地区は基盤未整備とするなど、地域の実情に即して総合的に判断

	地区の定義	復興の進め方
	・比較的広い範囲で面的に被災し、か	・都市計画事業等の復興事業の実施に
	つ、都市基盤整備等の抜本的な対策	向けた建築制限に移行し、被災住民
重点復興	が必要な地区で、重点的かつ緊急に	との事業計画の合意形成を図る。
地区	復興まちづくりを行うことが適切と	
	考えられる地区。	
	(建築基準法第84条の指定区域)	
	・被害が散在し、かつある程度の面的	各地域の実情、被災状況、被災住民
	被害も混在するなど、計画的に一体	のニーズに応じた復興対策の実施に
	的な復興まちづくりを進めることが	向けた合意形成を図る。
復興促進	適切と考えられる地区。	・復興事業により部分的な道路改良の
地区	・基盤は整備済みであるが、被害が連	実施や、都市施設の再建、地区計画
	担して発生しており、都市基盤にお	の決定を行いながら、建築制限は行
	いて何らかの課題(延焼防止機能の	わず自主再建を促進する。
	不足等)を有する地区。	
復興誘導 地区	・被災が散在的にみられるが、自主再	・自主再建を誘導する。
	建等による復興を誘導することが、	・被害の原因、地区の課題等に応し
	適切と考えられる地区。	て、良好な地区環境の整備の誘導等
		を図る。(用途地域見直しや地区記
		画の決定等)

建築制限のケース

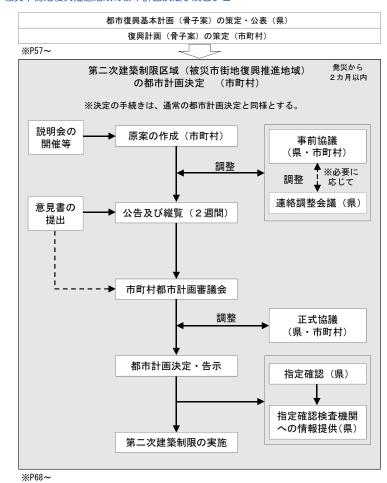
	ケース①	ケース②
	第一次建築制限区域を大きめに	第一次建築制限区域を小さめに
	設定し、被害の詳細調査結果、	設定し、被害の詳細調査結果、
	復興まちづくり計画に合わせ	復興まちづくり計画に合わせ
	て、第二次建築制限区域(事業	て、第二次建築制限区域(事業
, _	区域)として縮小する。	区域)として拡大する。
ケースの概要	第一次建築制限区域第二次建築制限区域	第二次建築制限区域第一次建築制限区域
制限 による 影響	結果的に不必要な建築制限が生	第一次建築制限区域外で生活再
	じることになり、就業機会の創	建(自己復旧)による新築が始
	出や生活再建(自己復旧)の妨	まると、第二次建築制限区域(事
	げとなる。	業区域)に入れにくい。
	(≒個人の財産権を過度に制約	(≒市街地の健全な復興の支障
	したことになる可能性がある。)	となる可能性がある。)
1	I .	1

平成 27 年度全体模擬訓練の様子



■第二次建築制限の実施の流れ 【手続き編】P71

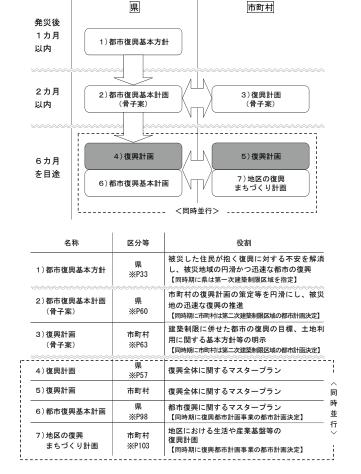
被災市街地復興推進地域の都市計画決定手続きフロー



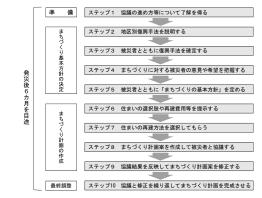
■復興に向けた計画策定の考え方 【手続き編】P96,100,103

県

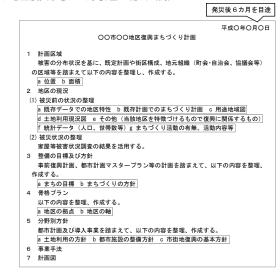
基本方針や基本計画等の関係



復興まちづくり協議スケジュール



○○市○○地区復興まちづくり計画の構成(例)



※POO:指針のページ数